

**【新設】（災害損失特別勘定の益金算入）**

**12-2-10** 次に掲げる事業年度の区分に応じ、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれ次に掲げる金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(1) 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度（以下この節において「1年経過事業年度」という。） 当該1年経過事業年度終了の日における災害損失特別勘定の金額

(2) 1年経過事業年度前の各事業年度（被災事業年度後の事業年度に限る。） 当該事業年度において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）

(注)1 12-2-7《災害損失特別勘定の繰入限度額》の(注)1の適用を受けている場合であっても、1年経過事業年度は「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」の属する事業年度とはならないことに留意する。

2 上記(2)の「1年経過事業年度」及び「被災事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

**【解説】**

1 本通達では、法人が災害損失特別勘定を繰り入れた場合、その益金算入に関する取扱いを明らかにしている。

災害損失特別勘定の繰入れを行った法人は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれ次に掲げる金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなる。

① 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度（以下「1年経過事業年度」という。） 当該1年経過事業年度終了の日における災害損失特別勘定の金額

② 1年経過事業年度前の各事業年度（被災事業年度後の事業年度に限る。） 当該事業年度において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）

2 本通達は、平成28年4月の熊本地震に際して公表した個別通達を基本通達として整理したものであるが、その適用に当たっては、次のことに留意する必要がある。

法人が、修繕費用等の見積額の算定に当たって、法人税基本通達12-2-7《災害損失特別勘定の繰入限度額》の注書き1の適用を受け、「災害のあった日から」ではなく、「修繕等の工事に着手できることとなる日から」1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を計算していたとしても、災害損失特別勘定の益金算入の基準となる「1年経過事業年度」は、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度となる。

3 また、連結法人であった法人が災害損失特別勘定の繰入れを行い、その後、連結法人から単体法人となった場合には、単体法人として災害損失特別勘定の益金算入を行うこととなるため、本通達の読替規定を注書き2で明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通20-2-16）を定めている。